

## 三豊市教育委員会告示第5号

### 三豊市新標準服購入補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、三豊市立中学校に通う生徒（以下「生徒」という。）が学生服の買替えのために、新標準服の購入に要する費用を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、新標準服の普及推進並びにリユース体制の充実及び促進を目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において「新標準服」とは、令和5年度から導入する中学校標準ブレザー型制服をいう。

2 この告示において「買替え」とは、それまで中学校への通学のために着用していた学生服の代わりに、新しく新標準服を購入することをいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げる全ての要件に該当する者

ア 令和5年度、令和6年度又は令和7年度において、三豊市立中学校に在籍する生徒の保護者

イ 学生服の買替えのため、新標準服を購入する当該生徒の保護者。この場合において、次条第1号及び第2号の補助対象品目を購入した者とする。

ウ 当該生徒の中学校卒業時に、三豊市教育委員会が定める事業者等に再利用目的のための無償譲渡を行うことに誓約する当該生徒の保護者

(2) 前号に該当する者のうち、第1学年の生徒の保護者で、当該年度の7月1日以降に購入したもの

#### (補助対象品目)

第4条 補助の対象となる新標準服の品目は、次に掲げるものとする。

(1) 上衣1着

(2) スラックス1本又はスカート1枚

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する品目の購入金額から利用年度1年につき1万円を減じた額とする。

#### (補助回数)

第6条 補助金の交付は、当該生徒の在校中1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新標準服購入補助金交付申請書兼請求書(別記様式)に購入を証する書類(購入品の品名、金額及び数量の内訳が記載された領収書等)を添付の上、市長の指定する日までに申請を行わなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により、購入補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。